

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第9条<<非課税所得>>関係 〔学資金（第15号関係）〕</p> <p><u>（通常の給与に加算して受ける学資に充てるため給付される金品）</u></p>	<p>法第9条<<非課税所得>>関係 〔学資金（第15号関係）〕</p> <p><u>（使用人等に学資金等として支給される金品）</u></p>
<p>9—14 <u>法第9条第1項第15号の規定の適用において、学資に充てるため給付される金品（以下9—16までにおいて「学資金」という。）で、給与その他対価の性質を有するものうち、給与所得を有する者がその使用者から受けるものについて非課税となるのは、通常の給与に加算して受けるものに限られるのであるから、同号イからニまでに掲げる場合に該当しない給付であっても、通常の給与に代えて給付されるものは、非課税とならないことに留意する。</u></p>	<p>9—14 <u>使用者から役員又は使用人に対してこれらの者の修学のため、又はこれらの者の子弟の修学のための学資金等として支給される金品（その子弟に対して直接支給されるものを含む。）は、原則として、法第9条第1項第15号かつこ内に規定する給与に該当するのであるから、当該役員又は使用人に対する給与等（法第28条第1項（（給与所得））に規定する給与等をいう。以下9—17において同じ。）として課税することに留意する。</u></p>
<p><u>（使用人等に給付される学資金）</u></p> <p>9—15 <u>学資金のうち、法第9条第1項第15号イからニまでに規定する給付（同号ロ及びニに規定する給付にあっては、それぞれ同号ロ及びニに規定する特別の関係がある者に直接支払われるものを含む。）は、原則として、給与所得を有する者に対する給与に該当するのであるから、当該給与所得を有する者に対する給与等（法第28条第1項（（給与所得））に規定する給与等をいう。9—17において同じ。）として課税することに留意する。</u></p>	<p><u>（使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品）</u></p> <p>9—15 <u>使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。</u></p>
<p><u>（特別の関係がある者が使用人である場合の取扱い）</u></p> <p>9—16 <u>学資金の給付を受ける者が、法第9条第1項第15号ロ又はニに規定する特別の関係がある者であり、かつ、当該給付をする者の使用人（同号イに規定する役員又は同号ハに規定する親族を除く。）である場合には、当該給付が当該特別の関係がある者のみを対象としているときを除き、当該給付は同号ロ又はニに規定する給付には該当しないものとして取り扱って差し支えない。</u></p>	<p><u>（使用人に対し学資に充てるために支給する金品）</u></p> <p>9—16 <u>使用者が使用人に対しその者の学校教育法第1条（（学校の範囲））に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）における修学のための費用に充てるものとして支給する金品で、その修学のための費用として適正なものについては、役員又は使用者である個人の親族のみをその対象とする場合を除き、9—15の取扱いに準じ、課税しなくて差し支えないものとする。</u></p>
<p>法第36条<<収入金額>>共通関係 〔給与等に係る経済的利益〕</p> <p><u>（課税しない経済的利益……使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品）</u></p>	<p>法第36条<<収入金額>>共通関係 〔給与等に係る経済的利益〕</p> <p>（新設）</p>
<p>36—29の2 <u>使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使</u></p>	

改正後	改正前
<p>用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。</p>	
<p>附 則</p>	
<p><u>(経過的取扱い)</u></p>	(新設)
<p><u>この法令解釈通達による改正後の各項の取扱いは、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	